◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13

1　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　（改）高速都心環状線（日本橋区間）江戸橋付近水道配水本管移設他工事

⑶　工事場所　東京都中央区日本橋一丁目から東京都中央区日本橋本町一丁目まで

⑷　工事内容　高速都心環状線（日本橋区間）の地下化工事の整備に向けた、水道配水本管移設及び船着場移設の施工

①　管路工（推進工）
- 推進工　約135m
- さや管内配管工　約135m

②　管路工（開削工）
- 開削工　約350㎡
- 管路新設工　約105m
- 管路撤去工　約45m

③　立坑工
- 発進立坑　一式
- 到達立坑　一式

④　水道施設工
- 制水弁設置工　４箇所
- 空気弁設置工　２箇所
- 排水設備工　一式
- 排水栓設置工　２箇所

⑤　既設水道管路撤去工
- 既設水道管路撤去工　約63m

⑥　防災船着場移設工
- 既設防災船着場撤去工　撤去杭６本、上部工10.9ｔ
- 防災船着場移設工　一式
- 江戸橋入口親水広場整備工　約240㎡
- 歩道整備工　約190㎡
- 既設地下通路撤去工　約90㎥

⑦　旧江戸橋出口跡地整備工
- 既設地下通路撤去工　約50㎥

⑧　雑工
- 近接構造物計測工　一式

⑸　工期　契約締結日の翌日から令和８年９月30日まで

⑹　その他

①　本工事は、公募して競争参加資格確認申請書及び技術資料の提出を受け、競争参加資格を確認された者のうちから、競争入札により落札者を決定する一般競争入札の対象工事である。

②　本工事は、競争参加確認申請書の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては５⑴に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式１）を提出するものとする。

③　技術資料は、持参又は郵送により提出すること。

④　本工事は、発注者が週休２日に取り組むことを指定する週休２日交替制モデル工事（発注者指定方式モデル施工）である。

⑤　その他については、電子入札留意事項によることとする。

2　競争参加資格

⑴　首都高速道路株式会社の契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。（詳細は「入札説明書」に記載）。

⑵　首都高速道路株式会社における「土木工事」に係る2023・2024年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上である単体又は1,200点以上である代表者と1,150点以上である構成員で構成された２者の共同企業体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「土木工事」に係る2023・2024年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上である単体又は1,200点以上である代表者と1,150点以上である構成員で構成された２者の共同企業体であること。

⑶　2008年度以降に、以下に掲げる工事完工実績（元請けに限る。）を有すること。ただし、同一工事ですべての工事完工実績を有する必要はない。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。

①　単体又は共同企業体の代表者は、以下に掲げる要件を全て満たす工事を完工した実績を有すること。
- 都市部（ＤＩＤ※1）における外径Φ１ｍ以上の推進工の施工
- 都市部における口径600ｍｍ以上の管工事※2の施工
- 水域における鋼管杭（鋼管矢板含む）の打設

※１　ＤＩＤとは、人口密度4,000人／㎢以上で5,000人以上が集まっている地域である。（以下同じ。）

※２　管工事とは、水道施設工事における、配水管および送水管等の開削工法による布設工事、推進工法およびシールド工法等による配管工事である。（以下同じ。）

②　共同企業体の代表者以外の構成員については、以下に掲げる要件のうち、いずれか１つの要件を満たす工事を完工した実績を有すること。
- 都市部における外径Φ１ｍ以上の推進工の施工
- 都市部における口径600ｍｍ以上の管工事の施工
- 水域における鋼管杭（鋼管矢板含む）の打設

⑷　次の①から④に掲げる基準を満たす専任の主任技術者又は専任の監理技術者、及び現場代理人（以下「配置予定技術者」という。）を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は、現場施工着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場施工着手日は、令和５年10月２日（月）を予定している。

①　主任技術者及び監理技術者は、以下のア～ウのいずれかの要件を満たすこと。

ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の３の規定による技術検定のうち、１級土木施工管理に関する検定種目に合格した者（以下「１級土木施工管理技士」という。）

イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第11条の規定による第二次試験のうち、建設部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者（以下「技術士（建設部門）」という。）

ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

②　監理技術者は、建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、競争参加資格確認申請書の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③　配置予定技術者のうち少なくとも１名は、2008年度以降に次に掲げるすべての要件を満たす工事を完工した実績を有すること。ただし、同一工事ですべての要件を有する必要はない。なお、工事の経験における従事役職は問わない。また、工事の経験を有する配置予定技術者は、次に掲げるアの工事の経験を有する１名及びイの工事の経験を有する１名とした合計２名としてもよい。

ア　都市部における推進工の施工

イ　都市部における管工事の施工

上記工事は2008年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

④　配置予定技術者のうち少なくとも１名は、「東京都が設置する水道の布設工事監督者に関する資格等を定める条例」第四条第一号から第八号に規定するいずれかの資格を有すること。

⑸　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は「入札説明書」に記載）。